



令和4年第10回総会

会 議 録

期 日 令和4年10月28日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和4年第10回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和4年10月28日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1	42	会期について
2	43	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	44	農地法第3条許可申請について
4	45	農地法第5条許可申請について
5	46	農用地利用集積計画の調整について
6	47	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書（案）について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
10月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	俵積田広昭	農業委員
	9番	園田和寛	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
主幹兼農地係長 加治屋昭男
農地係参事補 前原光博

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 4 第 10 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。5 番今給黎委員、6 番白澤委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 4 3 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 1 4 4 号から 1 5 2 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者 ○○○さん外 4 名、利用権設定をした者 ○○○○さん外 8 名です。

解約面積は畑のみ 25 筆で 39,909 m²です。

以上農地法第 1 8 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 1 4 4 号から 1 5 2 号の 9 件については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 4 3 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 4 件で所有権の移転に関する申請です。

[整理番号 1 1 号]

整理番号11号の申請地は、別府字ソ谷〇〇〇〇番〇，畑，1,099 m²です。
譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，95歳，下松町にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，37歳，南九州市知覧町にお住まいです。
譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の農地拡大ということであります。
整理番号11号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号11号の申請地については4・5ページに掲載してあります。
申請地は、下山公民館より南東〇〇mの畑かん地区内に位置します。

[整理番号12号]

整理番号12号の申請地は、白沢東町〇〇番〇，畑，395 m²です。
譲渡人は、〇〇〇〇さん，農業，87歳，兵庫県にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，62歳，国見町にお住まいです。
譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の農地拡大ということであります。
整理番号12号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号12号の申請地については7・8ページに掲載してあります。
申請地は、東白沢公民館より北西側約〇〇mに位置します。

[整理番号13号]

整理番号13号の申請地は、大塚中町〇〇番，畑，473 m²です。
譲渡人は、〇〇〇〇さん，生花店経営，59歳，松之尾町にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，39歳，大塚中町にお住まいです。
譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の営農拡大ということであります。
整理番号13号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号13号の申請地については10・11ページに掲載してあります。
申請地は、国道226号沿い海田家具店から北東側約〇〇mに位置します。

[整理番号14号]

整理番号14号の申請地は、茅野町〇〇番，畑，654 m²です。
譲渡人は、〇〇〇〇さん，医師，56歳，住吉町にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，73歳，茅野町にお住まいです。
譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の営農拡大ということであります。
整理番号14号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号14号の申請地については13ページに掲載してあります。
申請地は、県道打木谷・白沢津線沿い茅野協同茶工場より，北側約〇〇mに位置します。

整理番号11から14号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号11号について、眞茅委員をお願いします。

7番（眞茅委員）整理番号11号について報告いたします。

10月13日に譲受人の〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地調査を行いました。位置としましては、事務局説明のとおりで、畑かん地域内で、現在、茶が栽培されております。

そして譲受人は知覧町西垂水在住の茶専業農家で、譲渡人の孫になります。

現状としましては、北側、東側、南側は茶畑で、西側も農道を挟み、茶畑です。

本件取得後も、耕作を続けるとの事でしたので、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 整理番号12号について、俵積田広昭委員をお願いします。

8番（俵積田広昭委員）整理番号12号について報告いたします。

10月8日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は国見町に居住する農家です。

妻と農業に従事しております。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の南側は集落道、東側は畑、北側と西側は宅地です。

取得後は、これまで同様、周囲と一体となった営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 整理番号13号について、園田委員をお願いします。

9番（園田委員）整理番号13号について報告いたします。

10月8日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は大塚集落で、花卉専業の認定農業者です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の北側は宅地、東側は道路、西側は花卉ハウス、南側は譲受人の花卉ハウスです。申請地は譲受人のハウスに隣接するため、取得後も花卉を栽培し、作業の利便性、作業の効率化等を踏えた、経営の規模拡大を図るとのことでした。

本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 整理番号14号について、中原委員お願いします。

11番（中原委員）整理番号14号について報告いたします。

10月10日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は茅野集落の茶の専業農業者です。

譲渡人は住吉町にお住まいの〇〇〇〇さんです。

場所は事務局の説明のとおりです。

東側は県道打木谷線、北側は道、南側は畑、西側は畑です。

現在、茶が栽培されております。

取得後も今までどおり、茶畑として、現在同様の営農を行う計画です。

本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号11号から14号については、許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が2件です。

[整理番号28号]

整理番号28号の申請地は寿町〇〇番、畑、477㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は資材置場及び駐車場です。

申請事由は、「申請地を資材置場と駐車場として利用したい。」とのことです。

申請地は16・17ページに掲載してあります。

申請地は、寿町・妙見の里より北西〇〇mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は集団性が10ha以上の第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね50m以内に既存住宅が3戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を資材置場、駐車場の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、資材置場及び駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 477 m²で問題のないものと思われます。

計画内容は農業用ハウス資材の置場、運搬車両 2 台分の駐車場としての利用です。

転用にあたり、現況のまま整地のみで、周囲には、既存の塀ブロック及び擁壁があります。

境界より 4.8m以上控えて設置します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 29号]

整理番号 29号の申請地は仁田浦町〇〇番、畑、1,259 m²です。

譲受人は株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「現在、車置場が不足しており、申請地を譲受け、駐車場として利用するため。」とのことです。

整理番号 29号の申請地は、19・20 ページに掲載してあります。

申請地は、仁田浦町・カネゼン鯉節工場から南西〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は集団性が 1.3ha の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

転用目的は駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は普通自動車 18 台分の駐車場です。

計画面積は 1259 m²で問題のないものと思われます。

転用にあたり、東側里道と同じ高さにするため、30cmの盛土をおこないますが、北側及び西側に高さ 30cmの土手を設けます。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号 28号について、篠原委員をお願いします。

4番（篠原委員） 10月17日に原田農業委員、有村推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

整理番号 28号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は資材置場及び駐車場です。

28号の申請地は、説明にありましたとおり、寿町に位置する集団的な農地で、現在、保全管理された畑です。

申請地北側は申請人の倉庫、東側及び南側は道路、西側は水路を挟んで山林、及びレンコンが植えられた沼地です。

土地はそのままの状態で使用し、資材置場、駐車場として利用します。

周囲には、ブロック及び擁壁があり、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

境界より控えて設置し、工作物を建築しないため周辺農地への日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、西側側溝へ放流します。

東側の道路から出入りするとのことでしたが、土砂流出の恐れがあったので、防止する様、助言しました。

南側にもブロック積がありますが、土の流出が考えられましたので、ブロックの積み増しを指導しました。

適切な防除計画及び事業計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告をおわります。

議長 次に、整理番号29号について、原田委員お願いします。

2番（原田委員）10月17日に篠原農業委員、有村推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

整理番号29号について報告いたします。

立会人は〇〇行政書士でした。

転用目的は駐車場です。

29号の申請地は、事務局の説明にありましたとおり、仁田浦町に位置する小集団の農地で、現在、耕作放棄された茶畑です。

申請地の南側は国道、北側は山林、東側は里道、西側は水路です。

盛土をして、北側と西側に土手を設け、周辺へ土砂雨水の流出を防止します。

雨水は、側溝を設け、西側水路に処理します。

構築物もなく、日照通風等支障を及ぼしません。

車の出入りは東側里道からおこないます。

敷地内に設置されている防霜ファンは、耕作者所有のもので、事前に撤去することです。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番（俵積田広昭委員）整理番号29号について、現在の土地を見ると茶畑ですよ。〇〇〇さんが経営してる場所。

そこを駐車場にしてしまったら5、6m深いですよ、谷底になって。

それでもするという考えですかね。

事務局

ご指摘のとおり、現況は国道より5, 6m低い位置であります。

申請人の方に確認した所、建設会社との設計の中ではスロープの勾配は車の出入りの問題ないということで、本人さんも現況のままですとやりたいという意志でございました。

以上です。

8番（俵積田広昭委員）わかりました。

議長

他にありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号28号並びに29号の2件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局

日程第5号議案第46号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

まず、1の利用権設定関係ですが、21～22ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号125号から138号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外13名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外18名で設定面積は、田が8筆で2,724㎡、畑が14筆で12,092㎡樹園地が33筆で51,278㎡合計55筆で66,094㎡です。

次に3の所有権移転関係が2件です。23ページをご覧ください。

整理番号6号、譲渡人は茅野町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は瀬戸町の農事組合法人〇〇〇〇です。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転です。移転は1筆で面積は487㎡です。

整理番号7号、譲渡人は松之尾町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は大塚中町にお住いの〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転です。移転は2筆で面積は1,802㎡です。

2件合計で3筆2,289㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号125号から138号まで、所有権移転の整理番号6号並びに7号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第46号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第6号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書(案)についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第47号枕崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見書(案)について説明いたします。24ページをご覧ください。

内容としましては、前回、平成28年度に計画見直しを行っており、5年ごとに見直すべきかどうかの基礎調査を行い、今年度6年ぶりに見直しを行ったため、農業委員会の意見を求めるものです。意見書(案)については、意見がなかった場合の報告(案)を記載していますが、意見がある場合は、本日申し出いただければその旨を農政課に報告します。

別冊の資料と一覧図をご覧ください。

1ページから20ページまで枕崎農業振興地域整備計画書(案)を掲載しています。21ページに農用地区域等面積の増減表と除外・編入理由の内訳が記載されており除外44.4haの中で多いのが3番目と一番下の「山林・原野化」が36.4haで82%を占めており編入3.9haはすべて「集落からの編入申し出」となっています。22ページには農用地利用計画(現況土地利用状況と用途区分)の変更前と変更後を記載しており別紙A3の一覧図には農地が黄色農業用施設用地がオレンジで表示されており今回の除外地が赤で編入地が青で表示されています。

赤は市内全体にあるのですが、青につきましては、編入はですね、宇都の入口付近と小園から松下にかけての国道から北側が今度の編入地となっております。

以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農業振興地域整備計画変更に係る意見書（案）については説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 3 0 分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆 _____

会議録署名委員 今給黎 龍浪 _____

会議録署名委員 白澤 千恵子 _____